

特定入所者介護サービス費について

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）、またはショートステイを利用する際の居住費と食費について、所得の低い方に対しては自己負担の上限額が設けられており、これを超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から施設等に支払われます。

○利用者負担段階と収入及び預金等の要件

| 利用者負担段階 | 前年の収入等 | 預金等 |
|---------|---|--------------------------------|
| 第1段階 | ・生活保護被保護者の方 | |
| | ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税 | 単身 1,000 万円以下 夫婦 2,000 万円以下 |
| 第2段階 | ・前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円以下 | 単身 650 万円以下 夫婦 1,650 万円以下 |
| 第3段階① | ・前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下 | 単身 550 万円以下 夫婦 1,550 万円以下 |
| 第3段階② | ・前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 120 万円超 | 単身 500 万円以下 夫婦 1,500 万円以下 |
| 第4段階 | 上記にあてはまらない方 | |

非課税世帯であっても、収入額と預金額がこの要件を満たさない場合は4段階となります。例えば、単身非課税世帯で前年の収入等の合計が 110 万円であっても預金が 650 万円だった場合は第4段階となります。

※第2号被保険者の場合、預金要件は変わらず単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下となります。

○ 利用者の居住費・食費（1日あたり）

| 利用者負担段階 | 居住費 | | | | 食費 | |
|---------|--------------------|-------|---------|-------------|---------|---------|
| | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | その他サービス | ショートステイ |
| 第1段階 | 550 円 (380 円) | 0 円 | 880 円 | 550 円 | 300 円 | 300 円 |
| 第2段階 | 550 円 (480 円) | 430 円 | 880 円 | 550 円 | 390 円 | 600 円 |
| 第3段階① | 1,370 円 (880 円) | 430 円 | 1,370 円 | 1,370 円 | 650 円 | 1,000 円 |
| 第3段階② | 1,370 円 (880 円) | 430 円 | 1,370 円 | 1,370 円 | 1,360 円 | 1,300 円 |
| 第4段階 | 施設との契約による金額 | | | | | |

※（）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の額です。